

X【家の改修にかかる助成について教えてほしい】

1 介護保険における住宅改修

介護が必要な人の転倒予防等を目的に行う小規模な住宅改修にかかる費用を支給します。

支給対象	手すりの取付け、段差の解消、床等の材料変更、引き戸等への取替え、洋式便器への取替え等
支給額	介護保険の対象となる住宅改修のうち 20 万円を上限として費用の 9 割（8 割または 7 割）を支給します。
対象者	要支援 1・2、要介護 1～5 の認定者

2 障害者総合支援法における住宅改修

(1) 長浜市

【長浜市しょうがい者日常生活用具給付等事業】

支給対象	手すりの取付け、段差の解消、床等の材料変更、引き戸等への取替え、洋式便器への取替え等
支給額	対象経費の 9/10（限度額 20 万円）
対象者	下肢、体幹、移動機能障害 1・2 級

【長浜市在宅重度しょうがい者住宅改造費助成】

支給対象	既存住宅の便所、風呂等の改造（しょうがい者向き）
支給額	対象経費の 1/2（限度額 46 万 6 千円）
対象者	肢体不自由および視覚障害 1・2 級、療育手帳 A 1・A 2

(2) 米原市

【障害者日常生活用具給付等事業】

支給対象	手すりの取付け、段差の解消、床等の材料変更、引き戸等への取替え、洋式便器への取替え等
支給額	対象経費の 9/10（限度額 20 万円）
対象者	下肢、体幹、移動機能障害 3 級以上

【米原市在宅重度障がい者住宅改造費助成】

支給対象	既存住宅の便所、風呂等の改造（障がい者向き）
支給額	対象経費の 1/2（限度額 46 万 6 千円）
対象者	肢体不自由または視覚障がいで 1・2 級、療育手帳 A 1・A 2

3 その他

【長浜市高齢者小規模住宅改造経費助成】

支給対象	既存住宅の風呂・便所・居室・玄関・廊下等の改造、手すり・スロープ等の取付け、段差の解消等
支給額	対象経費の1/2（限度額23万2千円）
対象者	要介護2以上で65歳以上の寝たきり、準ねたきり高齢者

【米原市高齢者小規模住宅改造経費助成】

支給対象	既存住宅の風呂・便所・居室・玄関・廊下等の改造、手すり・スロープ等の取付け、段差の解消等
支給額	対象経費の1/2（限度額33万2千円）
対象者	65歳以上の寝たきり、準寝たきりの高齢者で住宅改造を必要とする方。 在宅重度障害者住宅改造費助成事業の助成を受けている方や老齢福祉年金の所得制限限度額（本人・配偶者・扶養義務者の）を越えている方は、対象外となります。